

奥大和で暮らす人材育成塾企画運営業務  
委託業務仕様書

1. 委託業務名

奥大和で暮らす人材育成塾企画運営業務

2. 履行期間

契約締結の日から令和5年3月24日（金）

3. 委託業務の目的

人口減少・少子高齢化が進む中で、奈良県では、ローカルへの移住を検討している人々に、奥大和地域が移住先として選ばれる地域となるよう、「持続可能な地域づくり」を目指している。

奥大和で暮らす人材育成塾では、「互譲互助」「自主自立」「自然共生」といった奥大和地域に昔から受け継がれている生活様式を学び、移住前後でのミスマッチを解消する機会を設けることで、奥大和地域で長く住み続けられる人材を育成する。

4. 委託業務内容

以下の内容を基本とした奥大和で暮らす人材育成塾の企画・運営を行う。

(1) 受講生の募集及びとりまとめ

- ・ SNS 等で広く募集を行うとともに、受講生名簿を作成する。  
（募集方法にあたっては県と調整のこと）

(2) 講師の手配・調整

業務内容や業務目的に適した講師を県と協議の上で選定し、日程調整、内容の打ち合わせ、謝金等の支払を実施すること。

(3) 講座の企画・運営

講座の内容については以下のとおりとする。

① 講座内容

本事業に沿った内容の講座を企画・運営する。

以下の内容の講座を実施すること。

a) 講座・座学（講師による）：1回以上実施

- ・ 受講生へ奥大和地域への理解を深めてもらうための講座を開催。
- ・ 講座修了後、受講生の中から移住体験希望者を募集・選定する。

b) 移住体験：1組ずつ、3回以上実施。

- ・ 移住体験毎にテーマを設定し、テーマに合った受け入れ先（3エリア以上）を選定する。
- ・ 地域の生活に密着した体験をするためにホームステイを行い、地域の課題や暮らし方を学ぶ機会を設ける。
- ・ 宿泊は、ホームステイ先又は、ゲストハウス、移住体験住宅等を想定。
- ・ 移住体験の期間は1組 2泊3日以上とする。

c) 地域交流会

移住体験先の地域住民との交流会を設ける。

② 対象者

奥大和地域への移住希望者

③講座参加費

無料

④実施手法及び会場

講座はオンラインにより行う。移住体験は奥大和地域内で実施する。

(4)情報発信

本事業のアーカイブサイトを制作もしくは、雑誌へ掲載することで、奥大和地域が移住先として選ばれるための広報を行う。

(5)アンケートの制作と集計

アンケートを実施し、分析・報告する。

(6)スケジュールの調整

打ち合わせや講座・移住体験実施にあたり、県との日程調整を行い円滑に実施できるようにすること。

(7)実施報告

講座期間中は写真撮影を行い、報告書に添付すること。業務完了後は、成果品を作製し、提出すること。以下、成果品は次のとおり提出することとする。なお、成果品が電子データである場合、CD-Rなどに記録して提出する。

①委託業務の実施結果を記載した「奥大和で暮らす人材育成塾実施結果報告書」

- ・委託業務完了報告書 1部（社印を押印したもの）
- ・実施報告書 1部
- ・電子データ Word形式、Excel形式、もしくはPowerPoint形式及びPDF形式で記録した報告書 1式

②その他、実施内容の説明に必要と思われる資料

※上記については、委託業務完了時に提出すること。納品物については、必要に応じ複本の提出を求める場合がある。

5.その他

(1)本業務を受注しようとするものは、別紙「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。

(2)受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、県と協議し決定すること。

6.納品場所

奈良県 総務部 知事公室 奥大和移住・交流推進室

〒634-0003 橿原市常盤町605番地の5 橿原総合庁舎3階

TEL：0744-48-3016 / FAX：0744-48-3135

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。